

論文の内容の要旨

論文題目 近世大坂米市場分析—効率的市場の形成と展開—

氏名 高槻 泰郎

我が国において、いつ、いかにして市場経済が勃興し、展開したのか。この日本経済史上、極めて重要な問題に対して、近世期における米市場を素材に、一定の回答を試みることが本論文の主題である。

近世期に市場経済が進展したという事実について、異論を差しはさむ余地はもはやない。しかし、この事実をいかに評価するのか、という点については、未だ統一的な見解は打ち出されていない。そこには大きく分けて2つの立場が存在する。第1に、資本主義経済の萌芽は見出せるものの、封建的支配を打破できなかったという意味で、あくまでも"Pre-modern"と捉える立場である。第2に、近代的経済成長の開始点と捉える立場である。農業生産性の増大、人口の持続的成長。これらは近代経済成長の胎動を示すものと解釈され、それを実現した近世期は"Early-modern"として評価される。

後者の視角を提起した数量経済史研究は、近世日本経済史における伝統的視角、すなわち領主経済と農民経済とを対置し、後者が前者を包摂する形で、近代資本主義が勃興する過程を描く、という分析視角に疑問を投げかけたものである。そこでは、幕藩領主が市場に供給する米は、貢租として集荷されたがゆえに商品ではないとの伝統的見方に対し、米が商品性を有していたからこそ、貢租となり得たのだと理解される。「そこに住む人々が、最小の費用で最大の効用を獲得しようとする性向を持って経済活動を営む社会」、すなわち「経済社会」が近世において成立していたこと。これが数量経済史研究によって、まさしく数量的に明らかにされた事実である。

数量経済史研究が示した客観的事実は、それ自体価値のある発見であったと言えるが、伝統的研究に対する批判としては、未だ途上にある。そこには2つの課題が残されている。

第 1 に、近世において成立した「経済社会」とは、それ以前の「経済社会」と何が異なるのか、という点である。上述の定義による限り、中世、あるいはそれ以前の時代においても、「経済社会」は成立していたことになる。近世が、市場経済発展の画期であったとするならば、その画期性こそ、明示的に説明されなければならないのである。

第 2 の点は、幕藩領主による支配の捉え方である。数量経済史研究が「経済社会」の成立、経済合理性の存在、といった点を強調した背景に、伝統的研究が重きを置いてきた支配・隷属関係の存在を相対化する意図が込められていたことは明らかである。幕藩領主による支配の限界を強調し、領主権力でさえ規制し得ない、市場原理に基づく経済活動の展開を、数量的に把握するという手続きをとった点に、数量経済史研究の意義がある。そして同時に限界もそこには示されている。伝統的経済史研究を、批判的に乗り越える形で継承するならば、支配・隷属関係が持った意味、とりわけその経済学的意味を、正面に据えて分析を加えるべきである。商人、農民による自由な経済活動の展開と、幕藩領主による支配。この拮抗関係を経済学的に捉え直し、かつ史料に基づく帰納的実証分析を加えることが、近世日本経済史研究の課題であると言えよう。

以上の問題意識の下、本論文は、近世期大坂米市場を対象として、次に掲げる 3 つの論点を検証した。第 1 に、自由な取引を支えた制度的枠組みの解明である。自由な取引が拡大していくためには、契約履行の確実性が担保されなければならない。自由な取引の展開は、価格裁定機会をもたらし、経済主体がその裁定益を獲得せんと奔走することによって、経済厚生が結果として改善される。取引の範囲が最大化される時、すなわち誰とでも自由に取引ができる時、取引によって生ずる利潤は最大化される。しかし現実には、契約の履行が保障される仕組みが備わっていない限り、取引の範囲は極めて制限される。この仕組みが、近世社会に用意されていたのか否か。この点について、法制史研究は悲観的な見方を提供している。そこでは、金銀債権債務訴訟に対して冷淡な幕府の像が描かれている。

しかし、こうした理解では、幕府が、大坂においては金銀債権債務訴訟を例外なく取り上げていたという事実を説明できない。金銀債権債務訴訟に関する出訴権を否定したものとして有名な相対済し令は、大坂においては 1 度たりとも発令されていない。この事実、幕府の司法政策が、対象とする地域によって異なっていたことを示唆しており、法制史研究が描いてきた幕府の像は、改めて検討される必要がある。

大坂米市場における取引統治の仕組みを検討した結果、17 世紀中葉から後期にかけて、米商人による米市が形成され、そこでは自生的な統治の仕組みが、取引の円滑な履行を担保していたことが明らかとなった。18 世紀に入り、米市場が幕府の公許を得るに伴い、株仲間という、幕府権力に裏付けを与えられた組織によって、取引の円滑なる履行は担保されるようになった（以上、第 1 章）。そこでは、流動性リスク、決済不履行のリスクを回避するべく、周到に設計された制度に基づいて、米切手取引が行われていた（第 2 章）。

18 世紀中葉になると、諸藩が発行した米切手について、その信用不安が問題となる。これに対して幕府は、一貫して強い司法を提供し、米商人の財産権を保護し続けた。米切手の発行量を諸家蔵屋敷の裁量に委ねる一方で、不渡りに関しては、強い司法を提供し、米切手所持人の蔵米請求権を尊重する。紆余曲折を経ながらも、18 世紀中後期を通じて確立された、この政策方針が、大坂米市場における米切手取引を支えていたのである（第 3 章）。

第 2 に掲げた課題は、効率性の実証分析である。伊藤隆敏と脇田成は、先物市場の効率

性を測る上で一般的な、合理的期待仮説の検証を大坂米市場に当てはめ、両者共にその効率性を棄却している。しかし、伊藤については、ごく限られた期間のみを対象としていること、脇田については、検定モデルそのものに不備があることから、彼らの結論をそのまま一般化することはできない。

本論文では、情報効率性の概念を適用し、この問題に迫ることにした。情報効率性とは、どれだけ正確に、そしてどれだけ素早く情報が価格に反映されているかを図る尺度である。速度を検証する以上、年次や月次といった低頻度の米価系列をここで用いることはできない。現実を得られる中で、最も頻度が高いと思われる日次の米価系列を復元することが不可欠となる。本論文では、国文学研究資料館所蔵「近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書」所収の「万相場日記」という相場帳から、大坂と大津、2つの市場における、現物価格、先物価格を日次で復元し、分析対象とした。

実証分析の結果、大坂米市場では、情報を速やかに反映する形で米価が形成されていたことが明らかとなった。そこでは、過去の値動きから何らかの傾向を読み取って、将来の値動きを予測することはできない状態が達成されていた。このことは、過去の値動きから、何らかの情報を引き出し、超過利潤を得ようとする投資主体が無数に存在していたことを同時に意味している。彼らの競争が、大坂米市場をして、情報効率的な市場たらしめていたのである（第4章）。

そして、大坂で情報効率的に形成された米価は、米飛脚や手旗信号によって速やかに伝達され、大津米市場の価格に反映されていた。大坂米価という情報を、より速く手にした者が、より大きな裁定益を得る。これが大津米商人の超過利潤獲得競争を促し、大津米市場が大坂米価を反映するのに、1営業日も要さないという速度が達成されたのである。情報が価格に反映されるまでの速度。これこそが、近世を、それ以前の時代と明確に区別するものだったのである（第5章）。

第3の課題は、大坂や大津において形成された米価が、農民の経済活動に与えた影響を考察することである。本論文では、上述の相場帳を、5代にわたって記録し続けた農家、玉尾家を対象として分析を行った。玉尾家は、近江八幡の西南に位置する鏡村で、肥料商、米穀商、地主経営を営む農家であった。敦賀から琵琶湖舟運を經由して魚肥を仕入れ、近隣の農民に販売し、代価として米を受け取る。そしてその米を、大津御用米会所で販売する。これが玉尾家の基本的な経営内容であり、農村と市場との結節点に位置する農家であったと言える。農村と市場との結節点に位置した玉尾家は、自律的に再生産を維持できる農家には市場原理を、それができない農家には保護をそれぞれ与えることにより、リスクの調整弁としての機能を果たしていた。その一方で、玉尾家自身は、米市場における裁定益獲得機会を狙う経営体でもあった。5代にわたって、大坂米価、大津米価を記録し続けたこと、そしてそれが日次、あるいはそれ以上の頻度にて記録されていることは、玉尾家が速度の重要性を十分に理解していたことの現れであったと言える（第6章）。

国家によって財産権、契約の自由が普遍的に保障され、その下で自由な取引が進展することが近代的経済であるとするならば、本論文が明らかにした大坂米市場を軸とする経済関係は、もはや近代と呼ぶにふさわしい実質を備えていた。幕藩体制という枠組みを所与とした次善解としての制度が構築され、自由な経済活動と、支配の保護下に置かれた経済活動とが、拮抗しつつ進展した時代。それが近世という時代だったのである。